

平成30年度特定健診のご案内

特定健診（メタボ健診）は、**平成30年度の年齢が40歳以上75歳未満の方**全員が対象となります。

当組合が実施するこの健診を受けるか、または職場の定期健診（事業者健診）を必ず受けて、生活習慣の改善や生活習慣に起因する疾病の予防に役立てましょう。

※ **事業者健診を受ける方は、この特定健診を受ける必要はありません。**

① 特定健診等の受診率が低いと、国に支払う拠出金の負担が増額され、組合財政に影響が出る場合があります。

② また、事業者健診の結果データを組合にご提出いただければ、特定健診を受けたとみなすことができ、当組合の受診実績をアップすることができます。

来年1月頃に、**各事業主様あてに職場健診の結果のご提出を依頼します**ので、その際には是非ともご協力をお願いいたします。

（身体計測、腹囲等の項目が結果データに記載されていない場合は、事業主様にお問い合わせする場合がありますので、ご了承ください。）



1 対象者

当組合の被保険者であって、**平成30年度の年齢が満40歳以上75歳未満の方**（年度内に75歳になる方も対象です。）

2 健診期間・実施医療機関

平成30年7月から平成31年3月31日まで、都内の医療機関で受診できます。

詳細を当組合のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

※ 都外の医療機関で受診する場合は、ご面倒でも組合までお問い合わせください。

※ 別紙に記載の地区の医療機関では、受診に際しての注意事項がありますのでご確認ください。

3 受診項目

問診、診察、身体測定（身長、体重、腹囲、BMI）、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、糖尿病検査、尿検査、医師の判断（メタボリックシンドローム判定、総合評価）
（医師の判断により、貧血検査、眼底検査、心電図検査も実施する場合があります。）

4 受診方法

- ① 送付した「受診券」「問診票」と「被保険者証」が必要です。
「受診券」と「問診票」の必要事項は、予めご記入ください。
- ② 受診しようとする医療機関に健診の可否をご確認の上、予約して受診してください。
- ③ 健診当日までの食事制限などについても、併せてご確認ください。

5 受診費用(自己負担額)

健診費用の3割が自己負担となります。

(健診医療機関の地区により健診費用が異なり、概ね8千円～1万1千円程度です)

6 その他(特定保健指導)

特定健診の結果は、医師から本人に伝えられます。また、当組合にも健診データが提出されます。

健診結果から生活習慣の見直し・改善が必要と判断された方には、委託先((株)ベネフィットワン・ヘルスケア)の専門相談員が面接の上、日常生活の見直し、改善目標の設定のための指導・支援を行います。

特定保健指導の自己負担はありません。(当組合が全額負担します。)

特定保健指導の対象となった方には、別途お知らせいたしますので、是非ご利用ください。

ご不明な点は、東京都薬剤師国民健康保険組合までお問い合わせください。

特定健診を受けて
延ばそう 健康寿命



平成30年7月

東京都薬剤師国民健康保険組合
電話 03(3874)7411

ご 注 意 く だ さ い

特定健診は、平成31年3月31日まで受診できます。ただし、75歳になる方は誕生日の前日までとなります。

また、資格喪失後の受診はできません。

なお、次の地区は、区市町村独自の健診との関係があるため、特別な条件がありますので、ご注意ください。

東京都保険者協議会ホームページ <http://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp>
「特定健診・特定保健指導集合契約実施機関一覧」からも確認できます。

地 区	受診期間	受診の取扱い	そ の 他 注 意 事 項
千代田区			区民の方は、平成31年2月28日まで「成人・がん検診」が同時に受診できます。
港 区	7/1～11/30	住民登録のある区民が対象	
文京区			区民の方は、追加項目が受診できます。
墨田区			区民の方は、追加健診が受診できます。住所を確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。
品川区			医療機関により受診期間が異なりますので、事前にご確認ください。
目黒区	6/1～11/30		
杉並区			40歳～74歳までの区民の方は、特定健診と同時受診に限り、胸部X線が受診できます。ただし、65歳未満の方については、自己負担300円です。(実施不可の医療機関がありますので、事前にご確認ください。)
豊島区	6/1～1/31		区民の方で、一部対象年齢の方のみ追加項目が受診できます。
北 区	6/1～12/19		区民の方は、追加健診あり。希望者は、追加健診券が必要。北区健康生きがい課コールセンター(03-3908-9034)にお問合わせ下さい。 * 40歳～74歳:平成30年6月1日～平成30年8月31日 * 追加予備日 40歳～74歳:平成30年11月28日～平成30年12月19日
荒川区			区民の方は、追加健診が受診できます。住所を確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。
板橋区			区民の方は、追加項目が受診できます。
足立区		住民登録のある区民が対象	受診者全員に無料(*)で「貧血検査」「心電図検査」を実施します。 *「特定健診(基本部分)」のみ、窓口で自己負担額を請求いたします。「眼底検査」は昨年度または今年度の健診結果から実施基準の該当者の方に健診実施機関で「眼底検査紹介兼受診票」を発行し、「紹介日」を含め15日以内に指定の眼科医院で検査を受けていただきます。
葛飾区	7/1～9/30		区民の方は、葛飾区内の医療機関で受診されると上乗せ項目(がん検診等)の同時受診ができます。
江戸川区			40歳～64歳:江戸川区医師会医療検査センターで受診。 65歳～74歳:個別医療機関で受診。 ※年度内に迎える誕生日で決定

◎ 区民とは、住民登録のある方です。

地 区	受診期間	受診の取扱い	そ の 他 注 意 事 項
あきる野市	8/1～12/28	住民登録のある 市民が対象	
稲 城 市			市民の方は、追加項目が受診できます。住所を確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。
青 梅 市		住民登録のある 市民が対象	
清 瀬 市	8/1～12/31	住民登録のある 市民が対象	市民の方は、追加項目が受診できます。
小金井市			市民の方は、追加項目が受診できます。
小平市	7/1～1/31		
狛 江 市			市民の方は、追加項目が受診できます。
多 摩 市			市民の方は、追加検診が受診できます。 (一部費用の補助があります)
調 布 市	5/1～12/31		
西東京市	7/2～12/20		市民の方は、追加項目が受診できます。住所を確認できるもの(運転免許証など)を持参して下さい。
羽 村 市	6/1～10/31		市民の方は、追加項目が受診できます。
東久留米市	6/1～11/30		
日 野 市			市民の方は、追加項目が受診できます。
府 中 市	7/2～9/29	住民登録のある 市民が対象	
福 生 市	6/1～10/31		市民の方は、追加項目が受診できます。
武蔵野市	6/1～1/31	住民登録のある 市民が対象	「特定健康診査受診券」の他に別途「受診票」が必要です。事前に健康福祉部健康課窓口へ電話(0422-51-0700)でお申し込みください。
奥多摩町		住民登録のある 町民が対象	
日の出町	6/1～10/31		
瑞穂町	5/14～10/31		町民の方は、追加検診が受診できます。住所を確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。

◎ 市民又は町民とは、住民登録のある方です。

◎ 茨城県、群馬県、山梨県、静岡県にお住まいの方へ

お住まいの県内には取扱医療機関がありませんので、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県内の医療機関で受診してください。(組合までお問合せください。)